

各都道府県知事 殿

厚生省生活衛生局

水道環境部長

「水道水質に関する基準の制定について」の一部改正について

水道水質に関する基準については、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）に定める水質基準及びその検査方法に加え、本職通知「水道水質に関する基準の制定について」（平成4年12月21日付衛水第264号）により、水質基準を補完する項目として快適水質項目と監視項目及びそれらの検査方法を設定しているところである。

今般、毒性に関する知見等を踏まえ、快適水質項目の残留塩素の検査方法について、オルトトリジン法を削除するとともに、新たに吸光光度法を採用することとする。

ただし、現在オルトトリジン法を用いている水道事業者等があることを考慮し、オルトトリジン法の削除については、経過措置を設けることとする。

各都道府県においては、下記について御了知の上、貴管下水道事業者等関係者に対する周知方よろしく願います。

記

第1 快適水質項目の分析法の一部改正について

（別表2）の3の項中「比色法（DPD法、オルトトリジン法）、電流法」を「比色法（DPD法）、電流法、吸光光度法」に改める。

第2 経過措置

本通知によるオルトトリジン法の削除は、平成14年4月1日からとする